

2023年度  
八戸学院大学  
健康医療学部 人間健康学科  
学校推薦型選抜

小論文

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かない。
- 2 筆記用具は黒色の鉛筆またはシャープペンシルを使用する。
- 3 問題冊子に印刷不鮮明、ページの落丁などがあるときは、手を挙げて監督者に伝える。
- 4 問題冊子の余白等は適宜利用してよい。
- 5 問題冊子は持ち帰ってよい。

次の文章（新聞社説）を読んで、下記の設問に答えて下さい。

歩きながらスマートフォンを操作する「歩きスマホ」は、大きな事故につながる危険をはらむ。スマホ操作は立ち止まって行うというルールを定着させたい。

神奈川県大和市で、歩きスマホを禁止する条例が施行された。道路や駅前、公園など公共の場所での歩きスマホを禁じ、「操作は他者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければならない」と定めている。

歩きスマホに特化した条例は、全国で初めてだという。

総務省の調査では、スマホの所有世帯は8割を超え、個人でも7割近くに上っている。普及に伴い、スマホを操作しながら車を運転する「ながら運転」が厳罰化され、自転車も規制の対象となった。

歩きスマホをどう規制するかは、新たな課題である。

人混みの中でスマホの位置情報を利用したゲームを楽しんだり、地図アプリを使って目的地を探したりする人は少なくない。

スマホに気を取られて、他人にぶつかり、けがを負わせる可能性がある。転倒や階段からの転落などで自らも負傷しかねない。

過去には、歩きながら携帯電話を見ていた男性が誤って踏切内に入り、電車にはねられて死亡した事故があった。駅のホームで酔った状態でスマホを操作中、線路に落ちる例も後を絶たない。

難しいのは、規制をどこまで厳しくすべきかだ。

海外では、米ハワイ州ホノルル市のように、歩きスマホを禁止し、違反者に罰金を科す条例を制定した例もある。

大和市は、条例への罰則規定の導入は見送った。人通りの多い道路や主要駅で、注意喚起や啓発活動を行うことが取り組みの中心になるという。個人のマナーの問題として、規制や厳罰化に慎重な意見に配慮したと言える。

規制の第一歩としては、現実的な対応ではないか。

携帯電話会社などをつくる電気通信事業者協会の調査によると、「歩きスマホを危ないと思う」「普段から注意している」との回答がともに9割を超えた。一方、「歩きスマホをすることがある」と答えた人も半数に達した。

危険性は認識していても、実際の行動にはなかなか結びつかないということだろう。

他人を巻き込む重大な事故が起きてからでは遅い。官民が連携し、周知を徹底する必要がある。利用者も自らの問題ととらえ、行動を変えていかなければならない。

出典:2020年7月14日 読売新聞

**【設問】**人々が「歩きスマホ」を止めるためにはどのようにしたらよいか、人々が「歩きスマホ」をする原因を考えながら、自分の経験も踏まえて、あなたの考えを600～800字程度で述べてください。